

令和元年7月12日
関東管区行政評価局

国の機関（埼玉）の大規模災害への「備え」を、初めて調査

政府業務継続計画では、大規模災害時に中央省庁の庁舎が使用不能となった際、**さいたま新都心等に「代替庁舎」の確保を想定。中央の機能も代替の可能性。**

関東管区行政評価局は、**さいたま新都心の国の機関を中心に、大規模災害への備えを調査(9機関)。**

調査は、災害時にとるべき主な行動の流れに沿い、先進的な取組例の把握を中心。**災害時の行動手順の策定(P.5)、職員の確保(P.8)、通信の確保(P.10)、非常参集訓練の実施(P.14)などに先進的な取組例。**

これらも参考とし、各機関自ら、業務継続計画の見直し、「備え」の充実を提案

(注1)【業務継続計画】(BCP)

政府として維持すべき必須の機能に該当する業務として、非常時優先業務を決定するとともに、非常時優先業務の実施に必要な資源の確保・配分等について必要な措置を講ずることにより、危機事象が発生した場合でも適切に業務を行うことを目的とした計画

(注2)【調査対象】9機関

関東管区行政評価局、関東財務局、関東信越厚生局、関東農政局、関東経済産業局、関東地方整備局（さいたま新都心合同庁舎）
さいたま地方法務局（与野本町：さいたま第2法務総合庁舎）、関東地方環境事務所（さいたま新都心：明治安田生命ビル）
関東総合通信局（東京都千代田区：九段第3合同庁舎）

(注3)【大規模災害への備え】首都直下地震への対応が中心

<本件照会先>

総務省 関東管区行政評価局

第5評価監視官 田尻

(電話) 048-600-2331

(FAX) 048-600-2338

(メール) knt22@soumu.go.jp

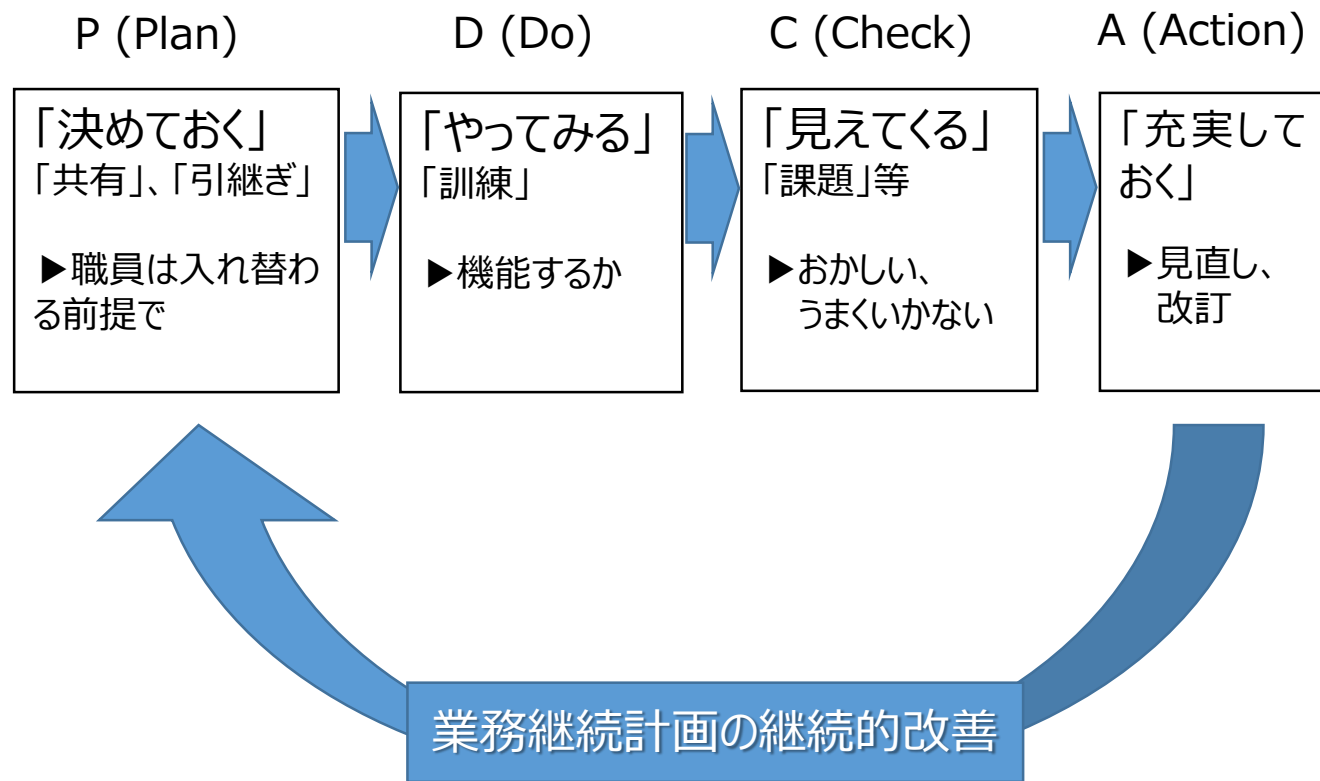
「災害時の効果的な業務推進に関する調査」 結果報告書

令和元年 7 月
関東管区行政評価局

業務継続計画の概要 (各機関それぞれ作成)

業務継続計画の主な事項

想定 (どこで、どのような)	災害・被害の想定 (P.2)	非常時優先業務 管理事務の規定 (P.4)
人員 (誰が)	防災関係会議の設置 (P.3)	
	代替庁舎の確保 (P.13)	
初動 (まず何を)	非常参集職員の確保 (P.8)	
	災害時の行動手順の策定 (P.5)	
	指揮命令系統の確立 (P.6)	
モノ (備蓄品)	職員の安否確認、被害の把握(P.9)	
	通信の確保 (P.10)	
	トイレの確保 (P.11)	
協力	物資等の確保 (P.12)	
	関係機関との連携体制の確立(P.7)	
	訓練の実施・課題の改善 (P.14)	



1 業務継続計画の策定状況



策定している
(9機関)

中央省庁ガイドライン等のポイント

【計画の策定】

- 連携すべき地方支部分局等に対して業務継続計画等を作成させる必要がある。(中央省庁ガイドライン)
- 首都圏にある地方支部分局等については業務継続計画を策定することとする。(中央省庁業務継続連絡調整会議申し合わせ)

【計画の内容】

- より過酷な被害様相を呈することを想定する。

【先進的な取組例】 (ガイドラインに明記されていない事項もBCPに規定)

- ◆ インターネットが使用できなくなることを想定。期間については「1週間程度使用不可」、「災害発生後1週間後には復旧が進むが通信は不安定」など
(関東管区行政評価局、さいたま地方法務局、関東信越厚生局、関東経済産業局及び関東地方整備局)
- ◆ 行政情報システムの破損を想定(「一部破損」、「システムの切替え」など)
(関東財務局、関東信越厚生局及び関東経済産業局)
- ◆ 停電発生時における設備・機器の停電時(非常用電源のみ稼動)の状態を把握・整理「予想されるトラブル」や「対処法等」などをあらかじめ想定
(関東財務局、関東信越厚生局、関東経済産業局及び関東地方整備局)
- ◆ ガスが供給されなくなることを想定。期間については「1か月間供給停止」など
(関東管区行政評価局、関東総合通信局、さいたま地方法務局、関東信越厚生局、関東地方整備局及び関東地方環境事務所)

2 業務継続マネジメント体制の整備状況



規定している
(9機関)

中央省庁ガイドライン等のポイント

- トップマネジメント体制を確立し、業務継続計画の策定と継続的改善を組織的に実施する。

[主な取組例]

- ◆ 局内の防災対策業務の企画・立案に関すること等について、防災に係る課室長等による「関東総合通信局防災関係課長等会議」を設置。おおむね2か月に1回程度の頻度で開催
(関東総合通信局)
- ◆ 局全般に及ぶ業務継続力の確保・向上に関する対策、業務継続計画の見直し等について必要な検討・調整及び決定を行うため、「さいたま地方法務局業務継続計画推進会議」を設置。毎年度開催
(さいたま地方法務局)
- ◆ 局の所掌に係る防災に関する調査や防災関連規程の策定・見直し、災害が発生した場合の参集等の初動体制を確立することを目的として、「関東経済産業局防災委員会」を設置。毎年度末に開催
(関東経済産業局)
- ◆ 策定した業務継続計画の不断の見直し等を目的に「関東地方整備局防災会議」を開催
(関東地方整備局)

3 非常時優先業務及び管理事務の規定状況



非常時優先業務・管理事務
ともに規定している
(9機関)

中央省庁ガイドライン等のポイント

【非常時優先業務】

- 業務継続計画においては、各府省等は、非常時優先業務を定める。

【管理事務】

- 非常時優先業務を遂行するために必要となる庁舎管理、職員等安否確認等の事務。非常時優先業務と同様に決定する必要がある。

【先進的な取組例】

- ◆ 非常時優先業務等について、各業務の開始時点を「望ましい時点」と「最も遅いギリギリの時点」の二区分に設定。これにより、人員不足の状況において、着手すべき業務の優先性（延期可能な業務、延期困難な業務）の把握が向上
- ◆ 非常時優先業務ごとに応援職員の資格・経験を「不可欠」、「望ましい」、「不問」の3区分で整理することにより、適材適所の人材配置を実現（関東財務局）

4 災害時の業務の執行体制の確立

(1) 災害時行動手順の策定状況



規定している
(9機関)

中央省庁ガイドライン等のポイント

- 首都直下地震発生直後の混乱が予想される中、初動体制を迅速に確立し、非常時優先業務等を的確に実施するため、職員がいつ何を行うべきかをあらかじめ定めることが重要である。
- 初動対応に付随して必要となる職場内被災者への対応、庁舎・執務室等の被害把握等に係る「首都直下地震の発生直後から時系列で整理された」緊急時行動手順を策定し、関係職員に周知徹底する必要がある。

【先進的な取組例】

- ◆ 各課室において勤務時間外及び時間内の緊急時行動手順を定め、災害時に職員が具体的にどのような行動を取るべきか、時系列ごとに整理。勤務時間外に各職員の自宅から局までの距離及び到達時間を整理し、どの時点で、どこで、どのような業務を行っているのかを明確化
(関東総合通信局)
- ◆ 「本局総務課は、災害等緊急事態発生時の初期対応に必要な事項を職員必携として整備。職員は、職員必携を自宅に常備するとともに、簡易版を常時携帯するものとする」と定め、全職員に配布、携行
(関東財務局)
- ◆ 勤務時間外に発災した場合においても、職員が緊急時の行動手順を確認できるよう、緊急参集要員を対象に「災害対策本部構成員等必携（地震発生時の初動対応）」を作成。緊急参集要員に配布・携行
(関東信越厚生局)
- ◆ 「地震発生時の初動対応シミュレーション」を作成。地震発生時の個々の非常参集員の動きを具体的に明示・想定する取組を実施
(関東農政局)
- ◆ 各課で実施した業務影響度分析をもとに、「関東地方環境事務所災害発生時対応事項（時系列）」を作成。業務ごと災害発生からの経過時間ごとに、誰が何をするかについて、あらかじめ規定
(関東地方環境事務所)



規定している
(9機関)

中央省庁ガイドライン等のポイント

【指揮命令系統の確立】

- 指揮命令系統に係る図表を策定する必要がある。また、職務の代行者の選任等についても定めておく。

【災害対策本部の設置】

- 首都直下地震が発生した場合には、災害対策本部を速やかに設置し、必要な情報の収集、分析等を実施する体制を構築する必要がある。

【職務代行者の選任】

- 組織上位者や職務の責任者等に関して、代行者を事前に選任しておく。

【先進的な取組例】

- ◆ 災害対策本部の幹部（各班長）について、それぞれ代行者をあらかじめ指名しておくとともに、災害対策本部構成員（局長、副局長及び各部長）は、発災時にはまず居住地の最寄りの事務所等へ参集し、必要な指示・報告を行った上で局に参集するよう規定

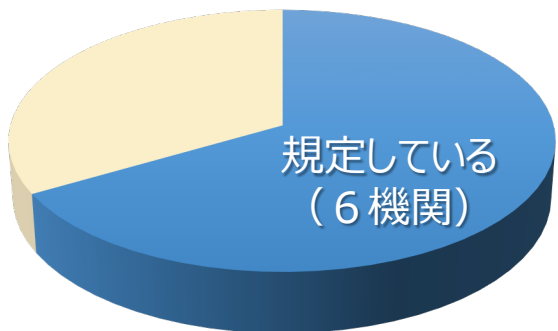
（関東地方整備局）

4 災害時の業務の執行体制の確立

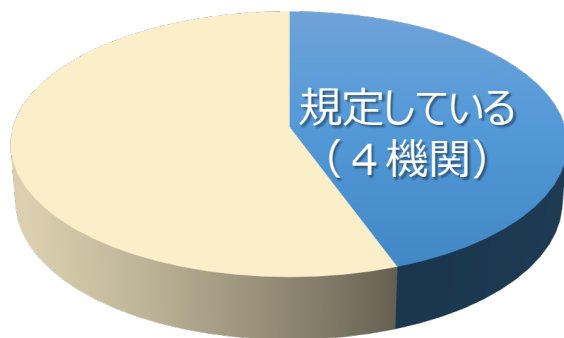
(3) 関係機関との連携体制の確立



《地方公共団体との連携》



《他省の地方支部分局との連携》



中央省庁ガイドライン等のポイント

- 発災時における関係機関との連携体制や具体的な方法、連携する内容や役割分担を業務継続計画に定める。
- 平常時から関係機関との連携体制について、「自ら被災」した状況を想定した訓練等を通じ検証する。

【先進的な取組例】

- ◆ 災害時に派遣される非常用電源車等の駐車スペースを確保するため、隣接する九段第2合同庁舎を管理する東京法務局と申合せ
(関東総合通信局)
- ◆ 地方公共団体からの申請に応じ、災害発生時の応急措置の用に供するときは、国有財産（国有地、国家公務員宿舎等）を無償で貸付け又は使用を許可
- ◆ 地方公共団体からの要請に応じ、庁舎の安全性及び業務に支障がない場合、帰宅困難者の一時滞在施設を開設
(関東財務局)
- ◆ 毎年9月に実施される9都県市（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市）合同防災訓練の一環として、陸上自衛隊及び石油販売会社等と連携し、燃料供給に関する訓練を実施
(関東経済産業局)



規定している
(9機関)

中央省庁ガイドライン等のポイント

- 首都直下地震が通常の勤務時間外に発生した場合においても、非常時優先業務等を実施する上で必要な職員を執務場所に迅速に参集させる体制をあらかじめ構築しておく必要がある。

[先進的な取組例]

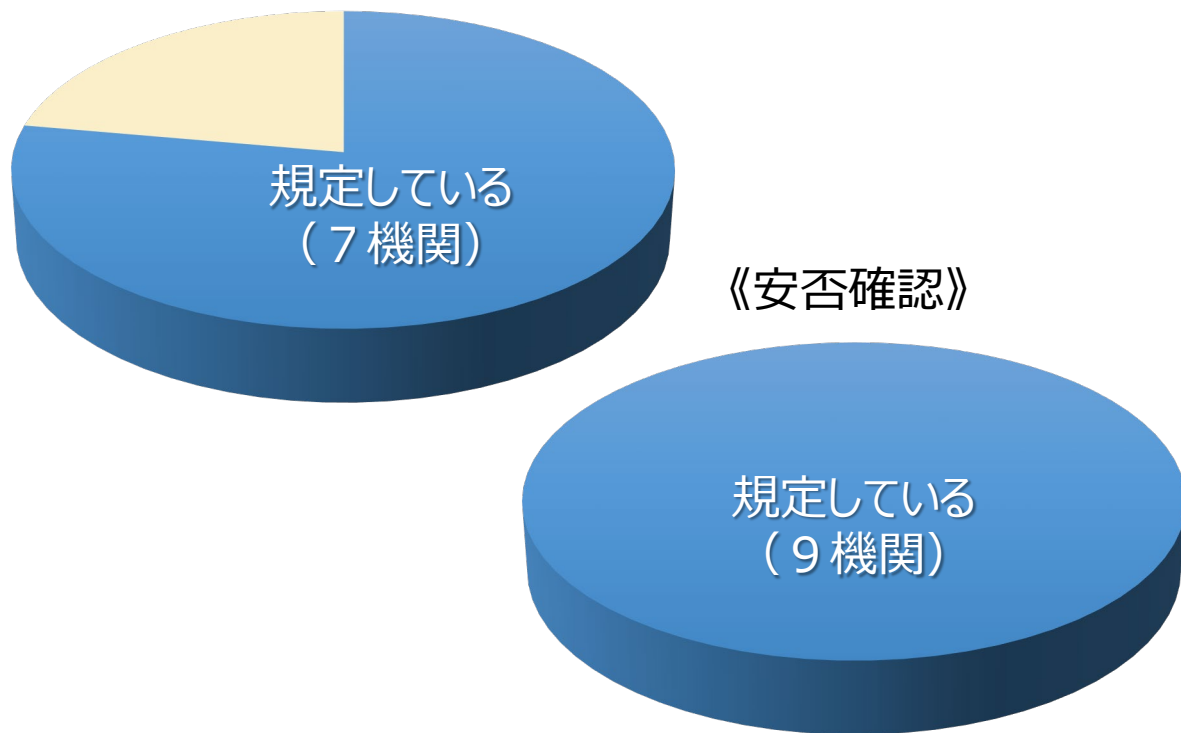
- ◆ 埼玉県内で大規模な災害が発生した場合、非常時優先業務等担当者及び進行管理者等の参集要員が参集できない場合を想定して、参集要員の参集を免除する事由とその対応方法を例示
(さいたま地方法務局)
- ◆ 「参集人員が不足している」状況への対応を検討し、業務継続計画に、非常時優先業務等について、モバイル等により遠隔対応が可能な業務を明示
(関東地方整備局)

4 災害時の業務の執行体制の確立

(5) 庁舎執務室等の被害把握等



《庁舎・執務室等の被害把握》



中央省庁ガイドライン等のポイント

- 発災時の限られた時間の中で庁舎の安全確認を行った上で、建物内の待機や避難について判断する必要がある。
- 職員及びその家族の安否を確認する必要がある。

【先進的な取組例】 (庁舎・執務室等の被害把握)

- ◆ 専有部分の被害情報は会計課が取りまとめて合同庁舎管理官及び総務課へ報告。庁舎全体の被害情報は合同庁舎管理官が取りまとめて総務課へ報告
- ◆ 被害の確認・報告用に災害発生時被害状況チェックシート（①施設・設備関係、②物品・通信関係、③情報システム関係）の各様式を規定
(関東財務局)

【先進的な取組例】 (安否確認)

- ◆ 非常事態時に各職員からの安否確認報告を取りまとめるため、安否確認調査表を作成。各部署管理者が当該情報を確認・共有できるよう、本表を「総務省イントラネット」に掲示
(関東総合通信局)
- ◆ 実際に被災した他の厚生局の安否確認に係る課題を踏まえ、対象外としていた緊急参集職員についても、安否確認サービスメールによる報告を原則化
- ◆ 各課における安否確認の取りまとめや、局としての取りまとめを迅速に行えるよう、報告書様式を規定
(関東信越厚生局)

5 災害時の執務環境の確保

(1) 通信の確保



規定している
(9機関)

中央省庁ガイドライン等のポイント

- 非常時優先業務の実施に当たっては、例えば固定電話、携帯電話、衛星携帯電話、中央防災無線、各府省等の専用回線、インターネット回線（電子メール等）のできるだけ多様な通信手段を確保し、通信網の冗長化を図る必要がある。

[先進的な取組例]

- ◆ 災害等優先電話、東京都防災行政無線、携帯電話、イリジウム衛星携帯電話及びNTTドコモ衛星電話を活用し、情報通信を確保
- ◆ 総務省LANの運用が行われなくなった場合、ディザスタ・リカバリサイト（災害復旧サイト）を利用したテレワークでの対応を想定

（関東総合通信局）

- ◆ 電話、FAX、電子メールや共有ドライブなど一般行政情報システムその他、多重無線通信網、河川情報システム、道路情報システム等との専用システムを非常用発電機の電力供給で維持

- ◆ 災害時における代替的な通信機能としては衛星通信設備（衛星通信車）、NTT災害時優先電話、NTT衛星携帯電話、VHF無線機を確保

（関東地方整備局）

5 災害時の執務環境の確保

(2) 下水道被災を踏まえた対応等



《災害用トイレの確保》

規定している
(8 機関)

《「し尿」廃棄物の一時保管》

規定している
(1 機関)

中央省庁ガイドライン等のポイント

- 下水道被災を踏まえた災害用トイレの確保については、各府省等における業務継続や職員の健康問題の観点から重要な課題である。
- 災害用トイレを使用する場合、使用後の「し尿」廃棄物の処理方法や管理場所を検討する必要がある。

[先進的な取組例]

- ◆ 合同庁舎の下水管等が損傷し、排水が制限される可能性も十分に考えられるため、携帯型の簡易トイレを備蓄
- ◆ 簡易トイレの使用に伴い発生した廃棄物は、「九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁防災計画」において、合同庁舎の地下ゴミ庫に置くことを規定
(関東総合通信局)

- ◆ 「全職員が交替で勤務する際に利用する寝具とトイレを準備する」と規定。簡易トイレ（台座）44台及び簡易トイレの交換袋1,300袋を備蓄。トイレットペーパーも独自に一定量を確保
- ◆ 庁舎管理室が「合同庁舎2号館の共用備蓄」としても、簡易トイレ交換袋10,000袋を備蓄（関東地方整備局分として271人分×1人1日2袋×7日=3,794袋）
(関東地方整備局)

5 災害時の執務環境の確保

(3) 物資等の確保



規定している
(9機関)

中央省庁ガイドライン等のポイント

- 首都直下地震発生時に参集要員を始めとする職員が非常時優先業務等を実施できるよう、必要な食料等の物資を確保する必要がある。
- また、発災時の職員の閉じ込め等に対応するための救助用資機材等の確保や職員の宿泊場所を検討する必要がある。

【先進的な取組例】

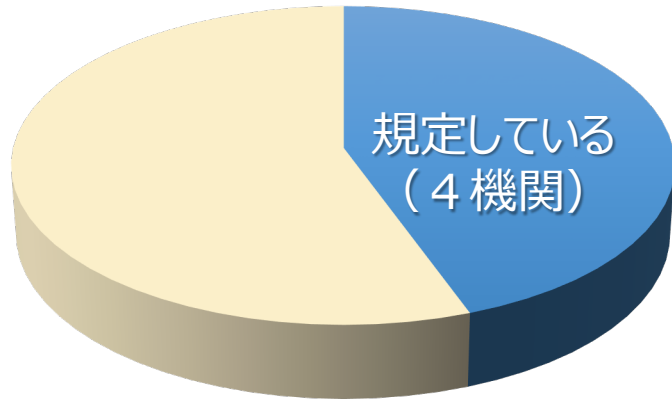
- ◆ 非常用備品食料品の調達に際して、あらかじめ献立表を作成して必要購入量を見積り。献立表を作成することで調達量が見積もりやすく、また、1品目単位で賞味期限が把握できるため在庫管理が容易化

(関東財務局)

- ◆ 職員が長期にわたり災害応急業務に従事することを想定。職員の健康や衛生に留意した環境を整えるため、毛布以外に、簡易ベッドや寝袋を備蓄
- ◆ 公共交通機関の運休等を想定し、汎用的な移動手段として、折りたたみ自転車も備蓄

(関東地方整備局)

6 代替庁舎の確保



中央省庁ガイドライン等のポイント

- 首都直下地震発生時に庁舎の全部又は一部が使用不能となる場合を想定して、代替庁舎を確保し、代替庁舎の場所、代替庁舎に移転して実施する非常時優先業務、代替庁舎における執行体制、執務環境等について定める。

[先進的な取組例]

- ◆ 代替庁舎である総務本省への移転について、移転マニュアルを策定。発災から代替庁舎での業務開始までの流れ、業務メンバー、持込み資材、経路等、本省での執務環境及びレイアウト図等を明確化

(関東総合通信局)

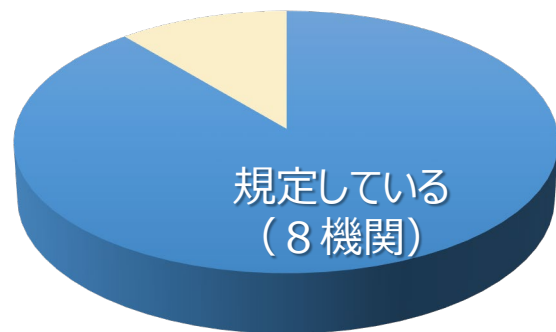
- ◆ 第1順位としている代替庁舎については、LAN配線、電話等の施設整備
- ◆ PC端末と電話機は、代替庁舎に移動することが見込まれる職員2～3人に対して1台程度の台数を予備として配備

(関東地方整備局)

7 継続的改善



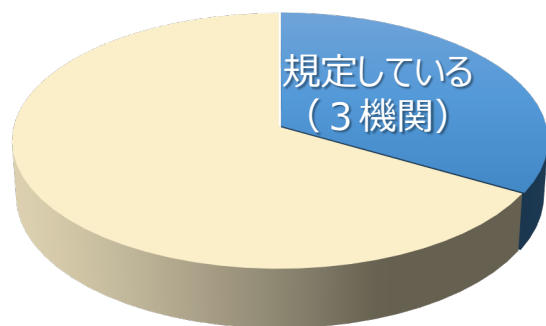
《教育・訓練の実施方針等の規定状況》



《訓練の実施状況》



《訓練実施後の取りまとめ、課題の改善》



中央省庁ガイドライン等のポイント

- 業務継続計画を作文で終わらせることなく、教育・訓練及び評価を通じて、実効性を検証し、課題を洗い出す必要がある。
- また、短期的又は中長期的にそれぞれ対応すべき事項を改善計画として策定し（又は見直し）、継続的に改善を図る仕組みを構築する必要がある。

【先進的な取組例】（訓練の実施）

- ◆ 最寄り庁を非常参集先として登録し、徒歩又は自転車で出勤する「最寄り庁出勤訓練」を定期的実施
(さいたま地方法務局)
- ◆ 非常参集訓練を円滑に実施するため、電車等で通勤している途中で訓練メールを受信した場合等の対応手順を具体的に規定
(関東信越厚生局)
- ◆ 会議室として利用している部屋を災害対策本部に変更するため、机等の配置、非常用電源の位置などを記したレイアウト図を災害対応マニュアルに記載。レイアウト図のとおり備品を配置できるかを訓練で確認
(関東農政局)
- ◆ 非常通信の取扱い、機器の操作等の習熟等に向け、他の関係機関との連携による通信訓練に参加
(関東地方整備局)

【先進的な取組例】（訓練実施後の取りまとめ、課題の改善）

- ◆ 訓練の結果及びその年の災害対応の結果得られた知見について、毎年、防災課が主催する担当者レベルの会議で検討。局幹部による防災会議で審議し、業務継続計画及び各種マニュアル等の改善に反映
(関東地方整備局)

調査結果から提案（「備え」の充実）

事 項		「備え」の充実の提案
業務継続計画の策定		大規模災害に伴う被害様相について、他の機関の取組実例も参考とし、できる限り幅広かつ具体的に想定し、それぞれに応じた備えを行うことが有益
災害時の業務の執行体制の確立	指揮命令系統の確立	組織上位者等が負傷や参集困難等の理由から不在となる場合でも、必要な意思決定等が円滑に行われるよう、他の機関の取組実例も参考として、職務の代行者をあらかじめ選任し、業務継続計画に定めておくことが有益
	庁舎執務室等の被害把握	非常時優先業務の実施に必要な施設機能が迅速かつ的確に確保されるよう、他の機関の取組実例も参考として、庁舎・執務室の被害把握・確認等の担当課や想定作業等を定めておくことが有益
災害時の執務環境の確保	下水道被災を踏まえた対応等	大規模災害時における業務の継続や職員の健康が維持されるよう、他の機関の取組実例も参考として、次の措置を講じておくことが有益 ① 災害用トイレの確保について、業務継続計画に具体的に規定した上で、必要な量を独自に備蓄 ② 「し尿」廃棄物の処理について、地元市区の災害廃棄物処理計画を参考とし、関係市区と意見交換等を行うなど速やかに対応方針を検討し、その結果を踏まえて、業務継続計画に具体的に規定
	物資等の確保	大規模災害の発生時に参集要員を始めとする職員が非常時優先業務等を円滑に実施できるよう、他の機関の取組実例や過去の震災等における実例も参考として、必要となる食料や飲料水を備蓄しておくことが有益
代替庁舎の確保		安全確認を優先させるため庁舎に立ち入ることができない期間又は非常用発電設備が稼働しないなど不測の事態により庁舎が利用困難な期間においても、非常時優先業務が円滑に行われるよう、他の機関の取組実例も参考として、代替庁舎を具体化し、業務継続計画にあらかじめ定めておくことが有益
継続的改善		大規模災害に直面した際、職員の誰もが適切かつ円滑に対応できるよう、他の機関の取組実例も参考として、次の措置を講じておくことが有益 ① 非常参集訓練及び災害対策本部の設置・運営訓練を定期的を実施 ② ①以外の訓練についても、可能な限り、定期的を実施 ③ 訓練の結果を踏まえ、業務継続計画の実効性等について評価し、改善すべき課題が見受けられた場合、所要の改正等を実施